

栗東市

不育症治療費助成金交付事業

栗東市では、産科または婦人科で受けた不育症の検査および治療にかかる費用の一部を助成しています。

不育症とは…

妊娠はするけれども、流産、死産や早期新生児死亡（生後1週間以内の死亡）を2回以上繰り返す状態

対象者 以下のすべてに該当する夫婦

- ・ 法律上の婚姻をしている夫婦、または事実婚関係にある夫婦
- ・ 治療開始時において、妻の年齢が43歳未満
- ・ 夫婦のうちいずれかが、栗東市に住民登録をしている
- ・ 夫婦のいずれもが、市税や国民健康保険税を滞納していない

助成内容 （一治療期間あたり）

- ・ 医療保険適用分：検査費または治療費の本人負担額の2分の1 上限5万円
- ・ 医療保険適用外分：検査費の本人負担額全額 上限10万円

※夫婦につき、通算して5回まで交付可能。「一治療期間」とは検査または治療を開始した日から、その妊娠に係る出産（流産、死産含む）までの期間

申請方法

下記の書類をそろえて、栗東市こども家庭センターの窓口申請してください。

- ・ 栗東市不育症治療費助成金交付申請書兼請求書
- ・ 栗東市不育症治療等実施医療機関証明書
- ・ 振込先がわかる物の写し（通帳やキャッシュカードなど）
- ・ （院外処方がある方）院外処方の領収書の写し
- ・ （婚姻している夫婦が同一世帯でない場合）婚姻関係を証する戸籍抄本等
- ・ （事実婚である場合）事実婚関係に関する申立書
- ・ （滋賀県の助成の対象である場合）滋賀県不育症検査費用・通知書の写し
- ・ （その他自治体の助成の対象である場合）他の自治体の助成金を証する書類の写し

※一治療期間が終了した日から90日以内に申請してください。

詳しくは栗東市ホームページまたはこども家庭センター（母子保健係）までお問合せください。

【お問い合わせ先】

栗東市こども家庭センター（母子保健係）

TEL：077-558-8670 FAX：077-554-6101